

その他改正等事項

今般、住宅性能表示制度の対象として、既存住宅を追加することに伴い、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更に併せて、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則、住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件(告示)住宅や設備に関する基本情報を定める件(仮称、告示)等についても所要の改正等を行う予定としている。以下にそれらの概要を示す。

住宅性能評価書に記載すべき事項(施行規則第1条関係)

既存住宅に係る建設住宅性能評価については、以下の事項を記載すべき事項として追加するか、所要の改正を行う。

- ・ 評価対象の住宅の所有者、居住者等
- ・ 申告書の記載内容に基づく住宅等に関する基本情報(告示新設事項)
- ・ 住宅性能評価に伴い認められた特記事項

住宅性能評価書に付すべき標章(同第2条関係)

現行の建設住宅性能評価書に係る標章を新築住宅を対象とする建設住宅性能評価書に限り適用することとし、既存住宅を対象とする建設住宅性能評価書に適用する標章を新たに定める。

既存住宅に係る住宅性能評価の申請手続き等(同第5条～第7条関係)

新築住宅に係る建設住宅性能評価と既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請手続き等をそれぞれ別に規定し、既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請手続き等については、以下の事項等を定める。

- ・ 申請に必要な図書等(「評価申請書」及び「申告書」(資料4参照)とし、図面等については、必ずしも提出を必要としないこととする。)(告示改正事項を含む)
- ・ 住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項として、現況検査(一戸建ての住宅)及び現況検査(共同住宅等)を定めるほか、共同住宅等については、9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)と9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)とを併せて評価すべきことを定める。(告示改正事項)

指定住宅性能評価機関に関する事項(第8条～第23条の2)

指定住宅性能評価機関の評価業務の方法、体制等、評価員の要件等について、以下の事項を含め、所要の改正を行う。

- ・ 指定住宅性能評価機関が新築住宅のみ又は既存住宅のみを扱うことを可とする。
- ・ 既存住宅に係る建設住宅性能評価について、住宅性能評価の方法を新たに定める。
- ・ 既存住宅を対象として評価を行うことができる評価員の要件を定める。
 - ・ 評価員になろうとする者が受けた講習の受講科目及び受講年月日を登録事項に追加する。(告示改正事項)
 - ・ 既存住宅に係る性能評価・表示用の講習科目を新たに位置付け、既存住宅に係る住宅性能評価を行うには、現行の講習に加え既存住宅に係る性能評価・表示用の講習科目を受講しなければならないものとする。(告示改正事項)
- ・ 指定住宅性能評価機関が評価の業務を行うために選任すべき評価員の数の規定について、既存住宅を対象として評価を行うことができる評価員の必要人数を新たに定める。
- ・ 既存住宅を対象とする建設住宅性能評価について、帳簿に記載すべき事項、保存すべき書類等を定める。